

令和2年(2020年)三条市議会第5回急施臨時会提出議案概要

議第 1 号 公立大学法人三条市立大学定款の制定について

公立大学法人の設立に際し、当該法人の重要な事項を定めるため、定款を制定するもの

施行期日 公立大学法人三条市立大学の成立の日

議第 2 号 三条市公立大学法人評価委員会条例の制定について

公立大学法人の設立に際し、地方独立行政法人法の規定により設置する三条市公立大学法人評価委員会について、必要な事項を定めるため、本条例を制定するもの

施行期日 公布の日

議第 3 号 三条市立大学入学金等徴収条例の制定について

公立大学法人の成立前において、三条市立大学の入学金及び入学検定料の徴収事務を本市が行うことから、必要な事項を定めるため、本条例を制定するもの

施行期日 公布の日

議第 4 号 財産の出資について

出資する財産	土地 15,886.21㎡	三条市上須頃地内
財産の評価額	802,250,000円	
出資の日	公立大学法人三条市立大学の成立の日	
出資の相手方	公立大学法人三条市立大学	

議第 5 号 令和2年度三条市一般会計補正予算

補正額	18,110千円
補正後の額	64,049,284千円

報第 1 号 専決処分報告について
(令和2年度三条市一般会計補正予算)
補正額 49,732千円
補正後の額 64,018,560千円
専決処分日 令和2年9月28日

報第 2 号 専決処分報告について
(令和2年度三条市一般会計補正予算)
補正額 10,304千円
補正後の額 64,028,864千円
専決処分日 令和2年10月15日

報第 3 号 専決処分報告について
(令和2年度三条市一般会計補正予算)
補正額 2,310千円
補正後の額 64,031,174千円
専決処分日 令和2年10月16日

◎ 法令に基づく報告事項
議会の委任による専決処分の報告について

令和2年度10月補正予算の概要

1 概要

今回の補正予算は、三条市立大学の設置について、文部科学省の大学設置・学校法人審議会が、設置を可とする答申をしたことを受け、三条市公立大学法人評価委員会を設置するとともに、三条市立大学入学金等徴収条例に基づき、公立大学法人の成立前に市が入学金及び入学検定料の徴収を行うことに伴い、必要な予算措置を行う。

2 一般会計補正予算

(1) 予算規模

補正前の額 : 64,031,174 千円	補正額 : 18,110 千円	計 : 64,049,284 千円
-----------------------	-----------------	-------------------

歳入の補正		歳出の補正	
使用料及び手数料	20,768	総務費	18,110
繰入金	△2,658		
計	18,110	計	18,110

(2) 補正予算の事業

① 財政調整基金費（財務課） 18,048 千円

【事業内容】

公立大学法人の成立前に市が徴収する入学金について、来年度の大学運営経費に充てるため、財政調整基金への積立てを行う。

【補正の内訳】

財政調整基金積立金 18,048 千円

② 高等教育機関設置準備費（高等教育機関設置推進室） 62 千円

【事業内容】

三条市公立大学法人評価委員会の会議を開催するほか、公立大学法人の成立前に市が徴収する入学検定料について、当初予算で措置していた入学試験に係る経費に充当するため、財源更正を行う。

【補正の内訳】

公立大学法人評価委員会委員報酬 50 千円
費用弁償 12 千円

令和2年度補正予算の概要（9月28日専決処分）

1 概要

今回の補正予算は、市長の退職に伴い行われる市長選挙及び市議会議員補欠選挙に係る準備及び投開票事務に要する経費について、必要な予算措置を行った。

2 一般会計補正予算

（1）予算規模

補正前の額：63,968,828千円	補正額：49,732千円	計：64,018,560千円
--------------------	--------------	----------------

歳入の補正		歳出の補正	
地方交付税	49,732	総務費	49,732
計	49,732	計	49,732

（2）補正予算の事業

① 職員人件費（人事課）	11,381千円
② 市長選挙・市議会議員補欠選挙費（選挙管理委員会事務局）	38,351千円

【事業内容】

市長の退職に伴い行われる市長選挙及び市議会議員補欠選挙に要する経費について措置する。

【補正の内訳】

時間外勤務手当	9,488千円
消耗品費	5,564千円
ポスター掲示場設置等委託料	5,978千円
選挙運動用自動車使用公営費負担金	4,515千円 ほか

令和2年度補正予算の概要（10月15日専決処分）

1 概要

今回の補正予算は、市長の退職に伴う退職手当について、必要な予算措置を行った。

2 一般会計補正予算

(1) 予算規模

補正前の額：64,018,560千円	補正額：10,304千円	計：64,028,864千円
--------------------	--------------	----------------

歳入の補正		歳出の補正	
地方交付税	10,304	総務費	10,304
計	10,304	計	10,304

(2) 補正予算の事業

① 職員人件費（人事課） 10,304千円

【事業内容】

市長の申出による退職に伴い退職手当を増額する。

【補正の内訳】

退職手当 10,304千円

令和2年度補正予算の概要（10月16日専決処分）

1 概要

今回の補正予算は、嵐南小学校・第一中学校プールに関する住民訴訟に対応するため、弁護士への法律コンサルタント業務の委託に要する経費について、必要な予算措置を行った。

2 一般会計補正予算

(1) 予算規模

補正前の額：64,028,864千円	補正額：2,310千円	計：64,031,174千円
--------------------	-------------	----------------

歳入の補正		歳出の補正	
地方交付税	2,310	教育費	2,310
計	2,310	計	2,310

(2) 補正予算の事業

① [小中一体校費] 一般経費（教育総務課） 2,310千円

【事業内容】

嵐南小学校・第一中学校プールに関する損害賠償の請求をすることを求める住民訴訟を受け、これに対応するため、弁護士に法律コンサルタント業務を委託する。

【補正の内訳】

法律コンサルタント業務委託料 2,310千円